428

質問第四二八号平成二十二年四月二十六日提出

検察庁による定例記者会見の開放に関する質問主意書

提出者

鈴

木宗

男

検察庁による定例記者会見の開放に関する質問主意書

ブに所属している記者以外のフリーランスの記者の出席も認める様、 本年四月二十二日、 最高検察庁は、 検察庁が開く定例記者会見 。 以 下、 全国の高等検察庁、 「会見」という。)に、 地方検察庁に通知 司法クラ

を出していると承知する。右を踏まえ、

質問する。

り、 会見における公表に当たっては、 閣 えている。 当局においては、それぞれの役割を踏まえつつ、報道機関に対し、 ついては、 当方が過去に提出した質問主意書に対する答弁書では、 衆質一七四第九七号)、 より広範囲な報道関係者が出席できるよう措置をとっている。 特に定まった規定があるわけではなく、 (内閣衆質一七四第二号)、 「法務省においては、 刑事訴訟法第四十七条の趣旨を踏まえて、 「司法記者クラブに所属している者以外による取材への 政権交代後、 適宜適切に対応しているものと承知している。」 「会見」の一般開放について「法務省及び検察 記者発表や記者会見における公表に当た 検察当局においては、 適切な方法により対応すべきものと考 個別の事案ごとに、公益上の 記者発表や記者 対応に (内

慮し、

公表するか否か、

必要性とともに、

関係者の名誉及びプライバシーへの影響並びに捜査・公判への影響の有無

・程度等を考

公表するとしてどの程度の情報を公表するかを判断しているものと承知してお

り、 でどの様な検討が重ねられ、 弁がなされていた。 に お このような検察当局による記者発表や記者会見に関しては、 いて継続的に検討し、 今回、 最高検、 適切に対処すべきものと考えている。」 誰が最終的な決断を下したのか等、どの様な経緯を経たものであったのか説 ひいては法務省として、「会見」の一般開放を決定したのは、 改善すべき点も含め、 (内閣衆質一七四第一五一号) 基本的に検察当局 との答 これま

明されたい。

三 との印象を受けるが、 二の酒井部長の発言からは、 開 酒井邦彦最高検総務部長は、 かれた検察の実現のために独自の判断で実施を決めた」旨述べていると承知するが、 「会見」の一般開放は、 今 回 本年四月二十二日に記者会見し、 「会見」の一般開放を決めたのはあくまで最高検の独自の 法務省、 特に法務省政務三役の決断によるものではなく、 「会見」を一般開放したことについて、 確認を求める。 判断である

累次に渡り問うてきたが、それに対する答弁は 張や立証を通じて公にされるべきものであるが、 最高検独自の判断により決められたものであるのか。 過去の質問主意書で、「会見」にテレビカメラを入れ、より透明性の高いものとすべきではないのかと 「検察の活動内容は、 検察当局においては、 基本的には、 公訴事実の概要等を国民に対して 公開の法廷における主

四

正しく説明するため、 必要に応じて文書を配布するなどして適切な対処をしているところであり、 記者会

見に際してテレビカメラを入れなかったとしても、 御指摘のような疑念を抱かせることになるものとは考

えていない。」 (内閣衆質一七四第九七号)という、消極的なものだった。 今回の決定により、

にテレビカメラが入ることは認められるのか。

五 四で挙げた答弁は、今回、「会見」の一般開放が決められたこととは全く異なるものであり、これら答

弁がいかに官僚の考えを基に作られてきたかを示す最たる事例であると考えるが、 法務省政務三役の見解

如何。

六 四で挙げた答弁で示されている認識は、 国民の目線に合った、 正しい認識であったか。 法務省政務三役

の見解如何。

右質問する。